

未利用口座管理手数料規定

1. (本規定の適用)

この規定は2020年6月1日以降に開設された、普通預金口座および総合口座取引に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座（総合口座を含みます。）を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します（第4項各号に定める場合を除きます）。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に1,200円（年額、消費税別途）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - ①未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ②未利用口座の取引店と同一取引店で、定期預金、自動積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、公共債、生命保険等の取引が1円以上ある場合
 - ③未利用口座の取引店と同一取引店で、融資取引がある場合
 - ④未利用口座の取引店と同一取引店で、当行所定のEBサービス契約がある場合
 - ⑤その他当行が定める所定の場合
なお、ランチ・イン・ランチ（支店内支店）方式で統合した支店は同一取引店とみなしません。

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を、未利用口座管理手数料の一部として申し受けたのち、同口座を解約します。
この場合、預金者は、未利用口座の口座残高以上の支払義務を負わないものとします。
- (2) 前項による解約対象口座が総合口座の場合、あわせて定期預金口座も解約します。
- (3) 前2項による口座解約にあたっての、預金者の手続きは不要です。
- (4) 第1項および第2項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引落とし済みの未利用口座管理手数料は返却致しません。
- (2) 解約した口座の再利用の求めには応じません。

6. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。